

議案第144号

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例案

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「250円」を「300円（民間通信端末機器を使用して申請する場合にあっては、200円）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

印鑑登録証明の手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市印鑑条例 (抄)

(証明手数料)

第18条 印鑑登録証明の手数料は、証明書1枚につき250円
300円 (民間通信端末機器を使用して申請

とする。

する場合にあつては、200円)

2 省 略